

令和3年度 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

新型コロナウイルスが、私たちの生活に及ぼす影響は大きく、人々の生活上の行動に制限を加えるだけでなく、心にもバリアを張り、住民相互の交流活動の障壁にもなりました。このことは、本会が昨年度計画していた事業全般にも影を落とし、二度に及ぶ緊急事態宣言のもと、事業内容に変更を重ねながら事業実施をしてきました。

このような状況下、令和3年度は「新しい生活様式」を意識しながら、昨年度に一部試みた書面での情報提供、情報収集や「三密」を避けたオンライン会議などを既存の内容に加えて、事業をすすめていきます。また、コロナ禍において、賃金が減少するなど、たいへん多くの方々が資金貸付事業の相談に訪れた経過があり、支援体制を整えながら対応していきます。

以上のことを踏まえ、本会は地域福祉活動を担う団体として、ボランティアの育成、在宅福祉事業、相談事業など福祉事業を自治会、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア団体、行政機関等と連携して、下記の事業を展開していきます。

【重点目標】

1 地域福祉活動計画の策定

第4次地域福祉活動計画の実施期間が終了となり、第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画(鎌ヶ谷市)の基本方針などとの整合を意識しながら、「思いやりと支えあい」がある地域福祉像を目指して、第5次鎌ヶ谷市地域福祉活動計画策定に取り組みます。

2 生活支援体制整備事業の推進

地域包括ケアシステムの「生活支援・介護予防」部門への取り組みとして、市内全域(6地区圏域)に、住民による支えあい活動を話し合う場となる6協議体の設置を完了し、その協議体の推進役として生活支援コーディネーター(兼任)を配置して、地域の高齢者等の支援ニーズや地域資源の状況を掘り起こすなど、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような支援方法を創設していきます。

3 必要な相談・支援体制の堅持

福祉サービスについて、家族の介護や育児課題、ボランティアに関するこ

と、生計に関わる問題など幅広い相談に対して、心配ごと相談員、心の相談員、職員で対応します。また、成年後見制度や相続等についての相談会を設けるほか、地域により近い、6地区社会福祉協議会が窓口となる「福祉サービス案内」も含め、相談体制の充実に努めます。

4 福祉作業所友和園の運営

指定管理者としての期間が一年延長され、今年度が次期の指定管理者募集年度のため、鎌ヶ谷市から指定管理者として選定されるように、利用者の意思を尊重しながら安心安全な施設運営に取り組んでいきます。

また、コロナ禍での施設内生活となりますが、利用者の健康面に配慮しながら、個々の基礎能力を高めることなど目的をもって支援するとともに、作業工賃が向上することも目指します。

【主要事業】

1 法人運営事業

① 啓発（広報）事業の推進

- ・福祉に関する情報を発信する窓口として、ホームページの更新(お知らせ、イベント情報等)を重ね、社協だより（広報紙）及び各種事業パンフレットの配布など情報の発信に努める。また、行政機関や福祉関係団体からの情報紙の掲示も行う。
- ・障害者週間に合わせて、障害や障がいのある人に対する関心と理解を深める啓発事業を実施する。
- ・鎌ヶ谷市総合防災訓練への参加や、災害に関する研修を受講し、災害時の心構えや減災への備え等について、啓発に努める。
- ・防犯活動に関係するパンフレットや専門機関による講演会チラシなどを本会事業の参加者に配布するなど、多様な情報を地域に届けるように努める。

② 要援助者等への取り組み

- ・多様な生活課題を抱える世帯に対して、行政機関、福祉関係者、専門家の協力を得ながら対応する。
- ・火災、自然災害等により被災した世帯へ、災害見舞金を支給する。
- ・大規模災害時に備え、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施すると共に、災害用備蓄品の確保に努める。
- ・市内中学校の制服のリユース事業を実施する。

③ 経営管理部門の充実

- ・日々発生する事務処理、出納業務に係る手数料、消耗品等のコスト削減に努め、事業に係る経費などについても、内容の見直しを継続して行う。ま

た、会計処理、税務及び労務管理等については、専門家からの支援を得るなど、法人運営の強化に努める。

④ 福祉関係団体等の育成支援

- ・福祉関係団体の活動及び自治会での福祉活動を支援する。
- ・社会福祉法人や福祉関係NPO法人等との連携を深め、支援に努める。
- ・小、中学校等の福祉教育へ助成金を交付して福祉教育の支援に努める。
- ・小、中学校で行う、福祉に係わる講座等へ、ボランティアの協力を得て、職員の派遣をする。

⑤ その他法人運営の業務

- ・善意銀行事業（寄付の受理、払出し）の運営。

⑥ 共同募金運動の推進

- ・赤い羽根募金（10月1日～3月31日）及び歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）並びに自然災害等による被災地を支援する義援金の窓口業務を通し、共同募金運動の促進と募金文化の醸成に寄与する。また、千葉県共同募金会からの配分金（一般配分・歳末たすけあい配分）を地域に配分し、地域福祉活動等に活用する。

2 地域福祉事業

①《地区社会福祉協議会との連携、支援》

- ・各地区社会福祉協議会が策定する事業計画及び予算に基づく事業実施が円滑にすすめられるように、活動費の支援、担当職員の配置及び地区コーディネーターの資質の向上を図るなど、支援に努める。
- ・千葉県社会福祉協議会などが主催する、地域づくりやスキルアップを目的とする研修会等への参加を促進する。
- ・生活支援体制整備事業（地域包括ケアシステム）の協議体と協力し、地域の助けあい活動の構築に努める。
- ・地区社会福祉協議会の行事等の予定をホームページに随時掲載し、広報紙や事業パンフレットをとおして、事業の案内、報告事項及び福祉関連情報の発信に努める。
- ・仲間作りや孤立者防止を目的に、高齢者、障がい者、子育て中の親子などが集えるサロン事業の拡充を図り、地域住民の居場所づくりを推進する。
- ・介護予防、閉じこもり防止及び安否確認を目的とする、介護予防教室、ミニリハビリ、健康体操教室等を実施する。
- ・ボランティア意識の育成、地域福祉の担い手づくり及び災害時に備えるために、児童、生徒、親子などを対象とする各種事業の参加を促しながら、身近な助けあい活動が行える仕組みづくりを目指す。

② 生活支援体制整備事業

- ・ 6 コミュニティエリアに生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、生活支援と介護予防を促進する。
- ・ 地域の実情に応じた会議を行い、地域資源の把握や支えあい活動についての検討を重ね、それぞれの地域に必要な取り組みの実践を目指す。
- ・ 社協広報紙への掲載やパンフレットなどを作成し、事業内容の啓発に努める。

3 ボランティア育成事業（ボランティアセンター事業）

市民一人ひとりが、福祉的ボランティア活動を通して、障がいへの理解を深めると共に、社会参加できるよう、ボランティアセンターを拠点にボランティア育成事業を行う。

また、人や組織をつなぎ、連携を深め多様なニーズの把握と支援、ボランティア活動の活性化のための環境づくりに努める。

【主な業務内容】

① ボランティアの相談と登録

- ・ ボランティアの相談・活動紹介及び見学・情報提供
- ・ ボランティア登録・活動保険加入の手続き

※自然災害による被災地でのボランティア活動保険加入の手続き

② ボランティアの育成ための体験学習及び各種講座を段階的に開催

- ・ ボランティア入門講座
- ・ 市民ボランティア体験学習
(活動時間や場所に捉われず、気軽に参加できる体験メニューを提供する。)
- ・ 夏休み福祉体験（学生対象）
- ・ 災害ボランティア養成講座（子育てデビューの一環として）
- ・ ボランティア活動スキルアップ公開講座（ボランティア連絡協議会との共催予定）

③ ボランティアの連絡調整と連携

- ・ ボランティアの依頼及び連絡調整
- ・ ボランティア活動団体や福祉施設、行政などの関係機関との連携。

④ ボランティアに関する支援・啓発・普及

- ・ 市内の企業等の福祉活動に関する社会貢献情報を提供する。
- ・ 小・中学校で行われる福祉体験授業に対し、福祉教育の一環として、ボランティアの協力を得ながら、車イスやアイマスク、高齢者疑似体験用具等を活用した「福祉体験」を充実する。また、自治会及び教育機関等からボランティア活動についての講師派遣依頼に対し、ボランティア及び職員を

派遣する。

- ・「ボランティアセンター通信」（社協だより：年3回発行）、ホームページ、パンフレットなどボランティアセンター事業の啓発に努める。

⑤ 福祉用具の貸出

- ・高齢者疑似体験セット（子ども用・大人用） ・車イス
- ・パラリンピック競技のボッチャ

4 在宅福祉サービス事業

① ふれあいサービス（有償在宅福祉サービス）

- ・市内にお住まいの高齢者や障がい者、出産前後の子育て世帯が、日常生活でお困りの時「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が、家事援助や介助などのサービスを有料で提供する会員制・相互扶助の在宅福祉サービスを行う。（介護保険対象外の事業）
- ・介護保険サービスにつなぐ間の支援など、利用会員の様々な生活事情を考慮しながら、自立に向けたサービス内容の精査に努める。
- ・サービス内容の向上につなげるための協力会員向け研修会を実施する。
また、研修指導については、外部講師をはじめ、市の担当課等の協力を得る。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、会員の減少傾向が見受けられるため、市民及び関係機関に対し、パンフレットや会員募集チラシ等を作成し、事業の周知と協力及び利用の促進に努める。

【主な業務内容】

- ・相談、会員登録
- ・利用の実態調査（訪問活動）
- ・サービス調整
- ・会員同士のマッチング
- ・活動配分金の手続き
- ・協力会員向け研修会の企画及び実施

② 在宅介護者のつどい

- ・要介護状態の高齢者を在宅で介護している家族に対し、リフレッシュ事業と日頃の介護の悩みについて、介護者同士で話し合える場として毎月1回開催する。また、市の担当課の協力による血圧測定など健康面での相談を行う。
- ・介護者自身が、地域からの孤立化を防止するためにも、参加登録者への聞き取りなどはじめ、地域で支え合える地区社会福祉協議会が拠点とするサロン事業等の利用につなげるなど、参加者へ地域の情報提供を行う。
- ・介護者のつどいに参加できない事情がある方の不安や悩みについては、相

談事業の心の相談員が週2回（月・金）個別に傾聴を行う。

5 相談事業（コロナ禍では、情勢に応じて相談体制等調整し、対応します。）

① 心配ごと相談（毎週水曜日 10時～14時〈予約不要〉）

- ・誰に相談してよいかわからない悩みや不安を持つ市民のために、気軽に相談を持ち込める窓口として、日常生活での相談ごとに応じる。また、必要に応じて、行政機関や専門相談窓口等への橋渡しを行う。

② 心の相談（毎週月曜日、金曜日 10時～15時〈予約必要〉）

- ・家族や友人など、人間関係による様々な心の悩みを抱えている市民に対し、相談者の側に立って悩みごとを共感的に受け止めながら、相談者の訴えを傾聴する。
- ・相談者の健康上の悩みについては、市の担当課との連携を図る。

6 権利擁護の推進

① 日常生活自立支援事業

- ・判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスの提供を受けられない高齢者及び障がい者が、地域で自立した生活を送るために、日常的な福祉サービスの利用援助や金銭管理、財産管理など利用できる範囲内での支援に取り組む。
- ・日常生活自立支援事業の利用促進のために、市民及び関係機関への広報啓発に努める。
- ・権利擁護問題に関する行政、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築するための関係機関連絡会議を開催し、情報の共有を図る。
- ・生活支援員向けに事業に係る情報提供及び研修会を開催する。
- ・専門員及び生活支援員の資質向上を図るため、千葉県等主催の研修会などに参加する。

② 成年後見制度等への取組

- ・成年後見制度の内容・利用方法・手続きや遺言・相続等について、専門家（司法書士及び社会福祉士等）の協力を得て、個別相談会を開催する。

7 資金貸付事業（生活困窮者に対する支援）

① 福祉資金

- ・市内に居住する経済的に困窮している世帯に対して、資金を貸付することにより、生活の安定を促し、自立した生活に戻ることを目的に、民生委員児童委員や行政機関と連携を図りながら貸付を実施する。

② 生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会：受託事業）

- ・低所得者、高齢者等が属する世帯に対して、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、民生委員児童委員や行政機関と連携し、貸付事業を実施する。
- 〈総合支援資金〉失業等により生活に困窮し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業による支援を受け、貸付後も本会やハローワーク等からの継続的な支援に同意をしている低所得世帯などが対象。
- 〈福祉資金〉病気、失業、災害など福祉的な課題を抱え、通常の生計を維持することが困難になった低所得世帯が対象。
- 〈教育支援資金〉学校教育法に規定する学校の学費等が不足している低所得世帯が対象。
- 〈不動産担保型生活資金〉一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯が対象。
- ◎〈緊急小口資金（コロナ特例貸付）〉
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付が必要な世帯が対象。
- ◎〈総合支援資金（コロナ特例貸付）〉
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となり、貸付を必要とする世帯が対象。

③ 借受世帯に対する支援

- ・借受世帯に対しては、相談から申込、契約、返済に至るまで支援を継続する。
また、返済が滞っている世帯に対しては、千葉県社会福祉協議会及び民生委員児童委員と連携し、督促状等の送付や借受世帯の生活状態の確認など償還指導も行う。

8 指定管理者事業（鎌ヶ谷市からの受託：指定管理の延長に伴い、平成28年度～令和3年度）

① 福祉作業所友和園（障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス支援事業）の管理運営

- ・（指定生活介護事業）常に介護を必要とする人の日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。また、このことを通じて、身体能力や日常生活能力の維持と向上に努め、利用者の送迎サービスを行いサービスの向上に努める。
- ・（指定就労継続支援B型事業）通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供し、必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労への移行に向けて支援する。また、就労継続支援B型の賃金向上のため、手作り品の製作、作業

の受託、販売先の開拓等に努める。

② 地域福祉センターの管理運営

- ・総合福祉保健センター内の地域福祉センター（大会議室、団体活動室等）の貸出し事業をとおして、ボランティア団体や福祉関係団体の活動に寄与する。また、鎌ヶ谷市と連携を取りながら、コロナウイルスの感染拡大防止の観点に立って、施設の管理運営を実施する。

9 団体事務局

① 鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会

- ・鎌ヶ谷市の民生委員児童委員で構成された協議会の会務運営、関係行政機関との連絡調整を行う。
- ・協議会が設置する研修部会、主任児童委員部会、災害支援部会及び広報部会の自主活動を支援する。
- ・全国民生委員児童委員連合会及び千葉県民生委員児童委員協議会等が主催する研修会や啓発事業の連絡調整を行う。

② 千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会

千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会の事務局として、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を実施する。また、大規模災害が発生した場合には、義援金等の受付窓口を開設する。